

令和4年度における 納税環境整備に関する改正 について (1)

畑尾傑人

はじめに

令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現、積極的な賃上げの促進等の観点から、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税、国際課税、納税環境整備等について所要の措置が講じられた。

このうち納税環境整備については、税理士制

度の見直しを行うとともに、記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の整備、財産債務調書制度等の見直しを行う等の措置が講じられている。

以下では、これらの法令改正の主な内容について説明することとする。

一 税理士制度の見直し

● I 改正の背景等

税理士制度については、前回の大幅な改正（平成26年）から8年が経過している。この間、令和3年度与党税制改正大綱（令和2年12月10日 自由民主党・公明党）において、税理士制度の見直しに向け、検討を進めることとされたこと等を踏まえ、日本税理士会連合会は、令和3年6月に「税理士法に関する改正要望書」を取りまとめ、財務省主税局及び国税庁に提出している。

こうしたことを背景に、今回、関係者との調整等を経て、コロナ後の新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった

税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行うこととされ、具体的には、税理士の業務におけるICT化等の推進を通じた納税義務者の利便の向上等の努力規定の創設や税理士試験の会計学科目における受験資格の要件の撤廃、税理士法人が行うことのできる業務の範囲の拡充等の措置を講ずることとされた。

以下では、税理士制度の見直しの内容について説明することとする。